

りょういく

療育って、いったいなんだろう？

- ✿発達の違いや障がいのあるお子さまが、保育園や学校よりも小集団で、より丁寧な支援を受けることです。
- ✿療育を利用する手段としては、主に、福祉サービス（放課後等デイサービス（対象：就学児）や児童発達支援（対象：未就学児）など）があります。
- ✿個人の特性に合わせた適切な支援を、早いうちから受けることが良いとされています。そうすることで、本人なりの発達を促すことやコミュニケーション力の向上につながり、基本的な動作や社会的なスキルを身につけることができます。



苦手だと感じることも一人一人違うので、療育にも様々なものがあります。運動を用いたものや、学習支援、感情のコントロール方法を学ぶなど…事業所によって異なっています。浦添市内には、親子で通園する“たんぼぼ園（対象者：未就学児）”もあります。利用を検討されている方には、まずは事業所の見学へ行くことをお勧めしています。



【よくある質問】

Q. 保育所や学童とは違うの？

A. 放課後等デイサービスなどの主な目的は、お子さまを“預かる”ことではなく、“療育”を行うことになります。障がいを抱えるお子さまが日中過ごす場所としては、日中一時支援事業などもあります。

Q. 送迎をしてもらうことはできるの？

A. 事業所によって異なるため、保護者の皆さまに事業所へ確認していただきますようお願いしています。福祉給付課では、事業所の一覧表をお渡しすることが可能です。

Q. 申請してから、どのくらいで利用することができるの？

A. 申請後すぐの利用はできません。福祉サービスを利用するには、専門の相談員の作成した計画案が必要となります。利用を検討されている方は、早めに窓口へご相談ください。

困ったときの第一歩として、“障がい者（児）基幹相談支援センター”でも相談を受け付けています。お一人で悩まず、ぜひお気軽にお問い合わせください！



問い合わせ先

福祉部 福祉給付課
障がい者（児）基幹相談支援センター
TEL：098-876-1234
（内線：3568・3569）